

藤沢市緑の実施計画（第3期計画）（案）及び

藤沢市生物多様性実行プラン（第1期計画）（案）について

1 藤沢市緑の基本計画に基づく藤沢市緑の実施計画（第3期計画）（案）について

(1) 藤沢市緑の基本計画とは

平成23年7月に策定した藤沢市緑の基本計画（以下、「基本計画」という。）は、都市緑地法第4条を根拠に置き「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以下、「条例」という。）」第8条の規定に基づいて、緑地の保全や緑化の推進に関し、その将来像、目標、施策などを定めた計画となっております。

また、基本計画は、「総合指針（策定当時は、「総合計画」）」、「都市マスタープラン」、「環境基本計画」や「景観計画」等と連携・整合し、施策を総合的かつ計画的に推進するもので、具体的な施策については条例第9条に規定する藤沢市緑の実施計画（以下、「実施計画」という。）において展開するものとしております。

(2) 藤沢市緑の実施計画（第3期計画）（案）について

この実施計画は、現在第2期計画（平成29年度から令和2年度まで）として52事業の進捗を図っているところですが、今年度が第2期計画の最終年度にあたることから、計画期間の満了に伴い、各事業の評価等を踏まえ、みどり保全審議会の意見を聴取し、第3期計画（令和3年度から令和5年度まで）を策定するものです。

併せて、実施計画で進行管理をしている事業のうち、平成30年6月に策定した藤沢市生物多様性地域戦略（以下、「地域戦略」という。）において重点的に取り組むべき事業や地域戦略に統合された「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」に関連する事業、普及啓発事業等について藤沢市生物多様性実行プラン（以下、「実行プラン」という。）において進行管理を行う5事業とのすみ分けを行った結果、40事業による計画とするものです。

【実施計画における事業数の推移】

第2期計画(平成29年度から令和2年度まで)		52事業
第3期計画策定に向けた事業の方向性		52事業
内訳	継続事業	29事業
	拡充事業	3事業
	廃止事業	20事業
	目的が達成された事業	(5)事業
	他事業に統合された事業	(10)事業
	藤沢市生物多様性実行プランに移行する事業	(5)事業
第3期計画(案)(令和3年度から令和5年度まで)		40事業
内訳	新規事業	8事業
	継続及び拡充事業	32事業

## 2 藤沢市生物多様性地域戦略に基づく藤沢市生物多様性実行プラン（第1期計画）（案）について

### （1）藤沢市生物多様性地域戦略とは

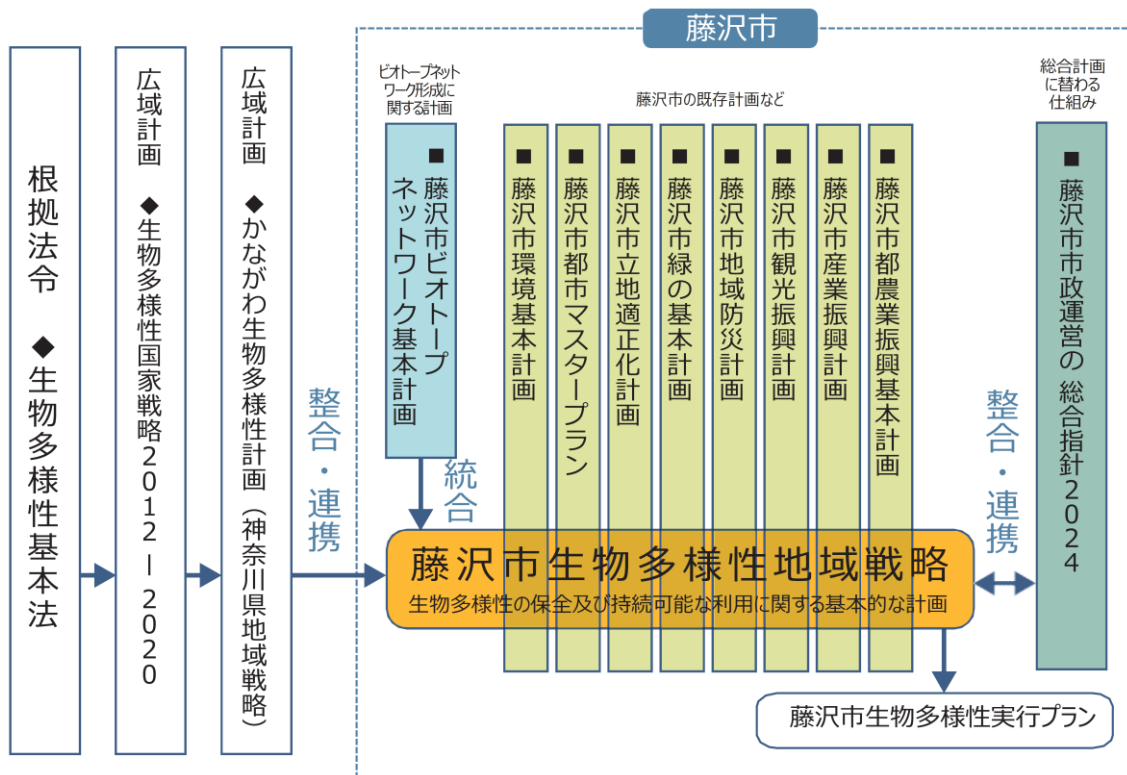
地域戦略は、平成20年に施行された「生物多様性基本法」に基づき、地方公共団体が策定する「生物多様性の『保全』及び『持続可能な利用』に関する計画」で、同法においてその策定を努力義務として定めている地域版の生物多様性戦略です。

本市では、これまでも生物多様性の『保全』については、「藤沢市緑の基本計画」や「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」に基づき、取組を進めてきましたが、『持続可能な利用』については、地域戦略において新たな課題として取り組むものです。

地域戦略は、下段の図に示すとおり、本市の既存計画の取組と役割分担を行うものであるとともに、本市の既存計画に対して『横ぐし』のように位置づけ、地域戦略によって、本市の既存計画に生物多様性の視点という『横ぐし』を通すことで、本市の生物多様性の保全と持続可能な利用の一体的な推進を図ることを目指すものです。

### （2）藤沢市生物多様性実行プラン（第1期計画）（案）について

今回お示しする実行プランは、地域戦略に位置づける取組の具体化と個々の取組の目標を設定し進行管理を行うため、平成30年度から作成に着手しました。今年度は、試行期間と捉え、関係事業課の意見を踏まえた見直しを行い、第1期計画（令和3年度から令和5年度）を策定するものです。



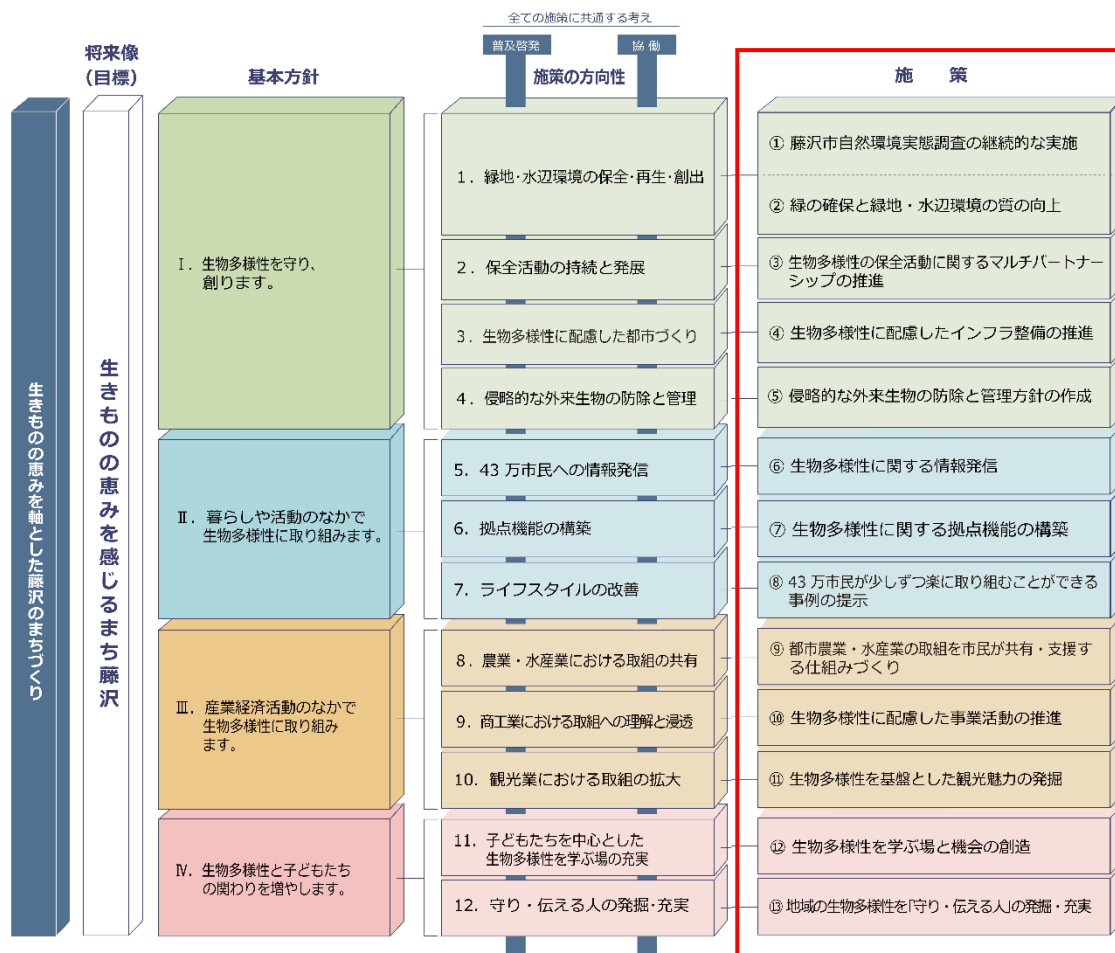
地域戦略においては、下段の【施策体系図】に示すとおり、「生きものの恵みを感じるまち藤沢」を将来像に掲げ、「4つの基本方針」に沿って「12の施策の方向性」とそれらに基づく「13の施策」を定めています。

実行プラン（第1期計画）（案）には、この「13の施策」ごとに施策の趣旨、取組内容、各主体に期待される役割と市の役割、実行プランに位置づける藤沢市の目標設定を示しています。

また、地域戦略において主体的に取り組む事業を「独自事業」、横ぐしを通した既存計画を「関連事業」とし、それぞれの取組内容を示しています。

「実行プランに位置づける藤沢市の目標設定」は、「独自事業」の取組の進行管理をするもので、「関連事業」については、引き続き、それぞれの既存計画において進行管理をしていくなかで、生物多様性の観点を取り入れた事業となるよう誘導していくものです。

【施策体系図】



### 3 スケジュールについて

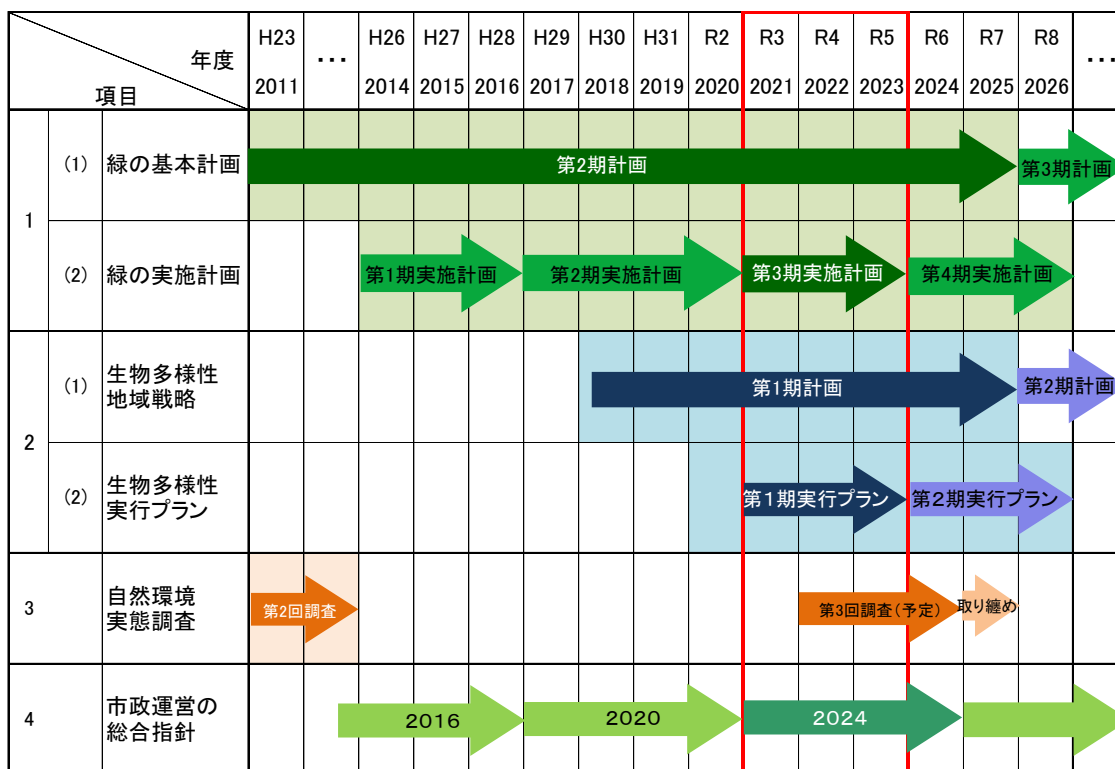
スケジュールにつきましては、下段の【スケジュールの相関関係図】に示すとおり、「1（2）実施計画（第3期計画）（案）」及び「2（2）実行プラン（第1期計画）（案）」は、令和3年4月から3箇年の期間で施行を予定しています。

今後につきましては、「1（1）基本計画」及び「2（1）地域戦略」の改定時期を「4 市政運営の総合指針」と連携・整合を図るよう「総合指針」改定の翌年度にあたる令和7年度に予定しています。

その後、「基本計画」及び「地域戦略」の改定を踏まえ、その翌年度となる令和8年度に「実施計画」及び「実行プラン」の改定を予定しています。

このことから、この間の令和3年度から令和8年度までの6箇年を3箇年ごとの二期に区分したものです。

【スケジュールの相関関係図】



以上

(事務担当)  
都市整備部 みどり保全課